

欧州委員会、技術移転一括適用免除規則及びその委員会ガイドラインの改正案を公表

2025 年 9 月 26 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2025 年 9 月 11 日、技術移転一括適用免除規則（Technology Transfer Block Exemption Regulation, TTBER）の改正案及び EU 競争法（独占禁止法）の適用に関する委員会ガイドラインの改正案を公表した。

TTBER は、特許やノウハウなどのライセンス契約が、EU 競争法に違反しないことを条件付きで保証する「セーフハーバー」制度である。また、ガイドラインは、①TTBER の適用と、②TTBER の適用外契約への EU 競争法の適用、についてのガイダンスを提供している。

2024 年 11 月、欧州委員会は、現行の TTBER およびガイドラインの評価結果を示すスタッフ作業文書を公表した。この評価において、両制度が依然として有用かつ関連性があることが確認されたものの、AI、データライセンス、SEP（標準必須特許）などの新しい技術的・法的課題に十分対応していないと評価された。そのため、欧州委員会は TTBER とガイドラインの改正を進めていた。

公表された TTBER 改正案及びガイドライン改正案は、2025 年 10 月 23 日までパブリックコメントの提出が可能である。

なお、ガイドラインにおいて、セーフハーバー条項として、プールに関して透明性、必須性、二重の支払いの禁止に関する条件を追記するとともに、ライセンス交渉団体（LNG）の章を新設して LNG の満たすべき条件を整理している。ただし、必須性に関する指針は、最近撤回された SEP 規則案とは完全に別物であると欧州委員会は述べている。

（プールについて）※下線部は改正により追記された箇所。

- プールの設立及び運営（ライセンスアウトを含む）は、以下のすべての条件が満たされる場合、締約国の市場における地位に関わらず、原則として条約第 101 条(1)の適用外となる（段落 285）。
 - (a) プール設立プロセスへの参加は、関心のあるすべての技術権利者に開放されている。
 - (b) プールに含まれる技術権利は、潜在的及び既存のライセンシーに、効果的な方法で開示されている。
 - (c) 必須技術（したがって、必然的に補完的でもある）のみがプールされることを確保するための十分なセーフガードが採用され、必須性評価に用いられる方法及び必須性評価の結果が潜在的なライセンシーに対して効果的な方法で開示されている。
 - (d) 機微情報（価格や出力データなど）の交換がプールの設立及び運営に必要な範囲に

限定されることを確保するための十分なセーフガードが採用されている。

(e) プールされた技術は、非排他的にプールにライセンス供与されている。

(f) プールされた技術は、プールによって、すべての潜在的なライセンシーに対し、公平、合理的かつ非差別的な条件（FRAND）でライセンス供与される。これには、ライセンシーが同一の技術権について複数回料金を請求されないことを保証する条項が含まれる。

(g) プールに技術を提供する当事者およびライセンシーは、プールされた技術の有効性及び必須性について自由に異議を申し立てることができる。

(h) プールに技術を提供する当事者およびライセンシーは、（プールされた技術に）競合する製品及び技術を開発する自由を維持する。

（LNG について）

➤ 目的として競争を制限することを含まず、かつ、以下の条件をすべて満たす LNG は、一般的に、条約第 101 条(1)の意味における競争を制限する可能性は低く、また、条約第 101 条(3)の条件を満たす可能性が高い（段落 326）。

(a) LNG への参加は、客観的かつ非差別的な基準を満たすすべての技術実施者に開かれている。

(b) LNG は、技術保有者に対し、運営規則と、メンバーを代表して交渉を行うことを開示している。

(c) LNG の活動は、技術移転契約の条件に関する共同交渉に限定されている。

(d) LNG のメンバーは、LNG を通じた共同交渉の実施に客観的に必要かつ相当な情報を除き、商業上の機微情報を交換しない。

(e) LNG のメンバーは、LNG との交渉を開始又は終了するかどうかを決定する技術保有者の自由、又は、LNG のメンバーが技術保有者と 2 者で交渉して契約を締結する自由、を制限することを目的とする共同行動（共同的ホールドアウトを含む）を行わない。技術保有者と LNG との間の交渉中は、LNG のメンバーが当該技術保有者と 2 者で交渉して技術移転契約を締結しないこと、について合意することも妨げないが、そのような制限の期間は 6 か月を超えないものとする。

(f) LNG 及び LNG を通じて交渉された技術移転契約は、技術保有者が第三者と技術移転契約を締結する能力を制限せず、また、当該契約の条件も制限しない。

(g) LNG を通じて交渉される技術移転契約に基づき支払われるライセンス料は、ライセンス対象技術を組み込んだ製品の販売価格の 10%を超えない。

—欧州委員会のニュースリリース等は、以下参照—

（ニュースリリース）

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2069

(改正案（規則及びガイドラインを含む）)

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ:C_202505024

(改正案の概要説明資料)

https://competition-policy.ec.europa.eu/document/download/d21f5efc-eb18-4012-9b11-e040b4467605_en?filename=2025_TTBER_explanatory_note_all-EU-languages_1.zip

(パブリックコメントの提出ページ)

https://competition-policy.ec.europa.eu/public-consultations/2025-technology-transfer_en

(現行の規則)

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2014.093.01.0017.01.ENG

(現行のガイドライン)

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.2014.089.01.0003.01.ENG

－技術移転一括適用免除規則及びそのガイドラインに関する欧州知的財産ニュース等は、
以下参照－

➤ [欧州委員会，技術移転契約に関する競争法制度改正を採択（2014年3月26日）（PDF）](#)

(以上)